一宮市立市民病院における『医師人事評価制度導入コンサルティング業務』

公募型プロポーザル実施要領

１　目的

職員の業績や能力を適切に評価し、処遇に公正な形で反映させ、能力の開発や人材活用および職員が働きがいを実感できる仕組みを確立するとともに、働き方改革による、職員の勤務形態の変更に対応するための評価制度を構築し、運用するため。

２　業務概要

（１）委託業務名

一宮市立市民病院医師人事評価制度導入コンサルティング業務

（２）業務内容

　　　　　一宮市立市民病院医師人事評価制度の導入支援を行い、詳細については別紙仕様書のとおりとする。

（３）契約予定期間

契約締結日から令和６年３月３１日まで

（４）提案上限額

　　　　　5,500,000円（消費税及び地方消費税含む）

３　参加資格要件

　　　次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

　（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当していないこと。

　（２）令和４・５年度の一宮市入札参加資格者名簿に登録されていること。

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）または民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（４）一宮市建設工事等請負業者指名停止措置等に関する要領（平成１３年４月１日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

（５）一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書（平成２４年１２月

１８日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結、以下「合意書」という。）に基づく排除措置を受けていないこと。

（６）過去３年間（令和２年度以降）において２００床以上の病院で、本業務と同種の業務について、実績を有すること。

（７）当院におけるコンサルティング業務を受託するにあたり、十分な体制が整備されていること。

４　参加表明書の提出

　（１）参加の意思表示

　　　　　参加表明書（様式第１号）を後述の書類提出先へ郵送等（書留など配達記録がわかるものに限る）又は持参により提出すること。

　（２）提出期限

　　　　　令和５年７月１４日（金）正午までとする（郵送等の場合は必着）。

　　　　　なお、受付時間は平日の午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

　（３）書類提出先

　　　　　一宮市立市民病院 管理課

　　　　　所在地　〒491-8558　一宮市文京２－２－２２　一宮市立市民病院 管理課

５　企画提案書作成等に関する質問の提出及び回答

　（１）質問の提出期限

　　　　　令和５年７月２０日（木）正午までとする。

　（２）質問の提出方法

　　　　　電子メールにより提出すること。提出の際には、プロポーザルに関する質問書（様式第２号）に質問内容を簡潔に記載すること。

　　　　　なお、電話や口頭による質問は受け付けない。

　（３）提出先メールアドレス

　　　　　kan-138@municipal-hospital.ichinomiya.aichi.jp

（４）回答方法

　　　　　質問に対する回答は、本プロポーザルへの参加を表明したプロポーザル参加事業者（以下「参加事業者」という。）に、７月２７日（木）までに電子メールにて回答する。

　　　　　なお、質問者名等は公表しない。

６　企画提案書等の作成及び提出方法

　　　下記に定める提出書類を前述４（３）の書類提出先へ一括して郵送等（書留など配達記録がわかるものに限る）又は持参により、１１部（正本１部、副本１０部）提出すること。

　　　なお、提出書類の提出期限以降の差し替え及び追加提出は認めない。

　（１）企画提案書の作成方法

　　　ア　企画提案書は、別紙仕様書に基づき次に掲げる事項を記載すること。

　　　　　①業務の実施手法（具体的に記載すること）

　　　　　②業務スケジュール（制度構築から運用までの全体スケジュール及び具体的な進め方）

　　　　　③提案の特徴やアピールしたい点

　　　　　④委託者と受託者の役割分担

　　　イ　用紙サイズはＡ４版とする。

　　　ウ　提案内容は、わかりやすい表現で簡潔な文章とすること。

　（２）見積書（任意様式）の作成

　　　ア　仕様書を十分に確認の上、提案予定内容に則した見積書を作成すること。

　　　イ　見積金額は、契約期間総額を税抜き表示にて記載すること。

　　　ウ　積算の内訳を可能な限り詳細に記載すること。

　（３）企画提案書の提出期限

　　　　　令和５年８月４日（金）までとする（郵送等の場合は必着）。

　　　　　なお、受付時間は平日の午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

　（４）提出書類一覧

　　　　　企画提案書を提出する際には、下記の順番にまとめて提出すること。

　　　　　提出部数は１１部（正本１部、副本１０部）とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 提出書類 | 書類の内容（様式） |
| 1 | 企画提案書表紙 | 様式第３号 |
| 2 | 会社概要書 | 様式第４号 |
| 3 | 業務実施体制書 | 様式第５号 |
| 4 | 企画提案書 | 任意様式 |
| 5 | 見積書 | 任意様式 |

７　審査基準及び選定方法

　（１）審査基準

　　　　　別紙「『医師人事評価制度導入コンサルティング業務』公募型プロポーザル方式評価基準に基づき審査を行う。

　（２）選定方法

ア　参加事業者は、企画提案書および提案内容等のプレゼンテーションを行うこととする。

　　　イ　審査は、一宮市立市民病院が選定した職員（以下、「審査員」という。）が行う。

　　　ウ　審査は、審査員が審査基準に基づき点数化して評価し、順位が最上位の参加事業者を本業務の優先交渉権者に決定する。また、２位の参加事業者を次点交渉権者に決定する。

　　　エ　本プロポーザルへの参加事業者が１社の場合についても、プレゼンテーションを行う。

　　　　　審査の結果、当院の示す仕様を満たしていると認めた場合には、その参加事業者を優先交渉権者に決定する。

　（３）プレゼンテーション及び質疑応答

　　　ア　令和５年８月上旬に一宮市立市民病院で実施を予定し、実施日時等の詳細については別途参加事業者に電子メールにて通知する。

　　　イ　審査時間は、１参加事業者につき３０分以内とし、プレゼンテーション２０分以内、質疑応答１０分以内とする。

　　　ウ　プレゼンテーションは、企画提案書を用いて行うこととし、追加での提案の説明資料や追加資料の配布は認めない。

　　　エ　プレゼンテーション用のスクリーン、プロジェクターは当院のものを使用し、パソ

コンは参加事業者が持参すること。

　（４）留意事項

　　　ア　参加表明後に辞退する場合は、すみやかにプロポーザル参加辞退届（様式第６号）を提出することとする。

　　　イ　審査はすべて非公開とする。

　（５）審査結果

　　　ア　参加事業者すべてに文書にて通知する。

　　　イ　審査経過については公表しない。

８　参加事業者の失格

　　　参加事業者が、次のいずれかに該当すると当院が判断した場合は失格とする。

　（１）提出書類が指定した期限内に提出（到達）しなかった場合

　（２）提出書類に虚偽の記載があった場合

　（３）審査の公平性を害する行為があった場合

　（４）提出された見積書の見積額（消費税及び地方消費税を含む）が提案上限額を超えている場合

　（５）契約締結の日までに一宮市入札参加指名停止の措置を受けた場合

　（６）その他本要領を遵守しない場合

９　企画提案等提出書類の取り扱い等

（１）提出された企画提出書等は返却しない。

（２）提出書類は、契約候補者の選定以外には提出者に無断で使用しないものとする。ただし、提出書類は契約候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成する。

（３）このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、一宮市情報公開条例（平成１２年条例第３３号）に基づき、当該提出書類を公開することがある。

１０　契約手続等

　（１）審査に基づき、契約候補者の順位を決定し、優先交渉権者を決定する。

　（２）優先交渉権者と契約に向けた合意に至らなかった場合又はその参加事業者が失格となった場合には、次点交渉権者に選定された参加事業者と交渉を行う。２位以下も同様に行う。

１１　全体日程（予定）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 内　　容 | | 日　　程 |
| (1) | 募集の公告 | 令和5年7月3日（月） |
| (2) | 参加申請書類の受付 | 令和5年7月3日（月）  　　～令和5年7月14日（金）正午 |
| (3) | 質疑受付期間 | 令和5年7月18日（火）  　　～令和5年7月20日（木）正午 |
| (4) | 質疑に対する回答 | 令和5年7月25日（火） |
| (5) | 企画提案書の提出 | 令和5年8月4日（金） |
| (6) | 企画提案書説明会 | 令和5年8月上旬 |
| (7) | 審査結果通知・公表 | 令和5年8月中旬 |
| ※日程については、予定であるため一宮市の都合により変更することがある。 | | |

１２　暴力団の排除について

（１）契約の締結

契約予定者が契約締結までの間において、合意書に基づく排除措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。

（２）損害の賠償

　　　　暴力団等の排除措置により生ずる損害の賠償については、合意書に基づく排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがある。

（３）妨害又は不当要求に対する届出義務

契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに本院への報告をするとともに警察への被害届を提出しなければならない。これらを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは、随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

１３　その他

（１）提案企画書又は見積書の提出者は、当院管理課が要請した場合は、追加資料の提出又はヒアリング等に応じること。

（２）当公募への応募に際し、知り得た情報などは他に漏らさないこと。

（３）企画提案書及び見積書の作成及び提出に係る費用は、参加事業者の負担とする。

（４）企画提案書等については返却しないものとする。

（５）審査結果についての異議、不服申し立て等は一切受け付けないものとする。

（６）その他、本説明書に定めのない事項は、担当者が別途指示する。

１４　問い合わせ先

　　　　一宮市立市民病院管理課　担当：五藤

　　　　電話0586-71-1911　メールアドレス：kan-138@munisipal-hospital.aihci.jp